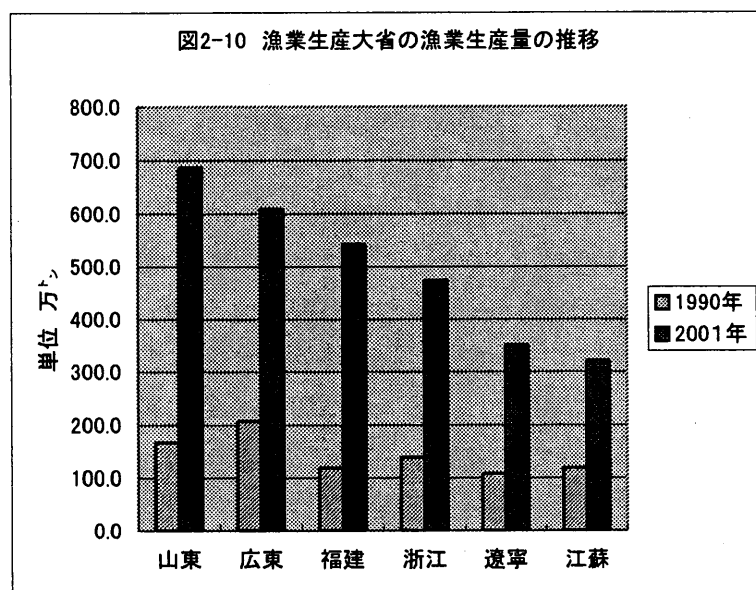




特に山東、広東は600万トンを超えており、わが国並の生産を1省で挙げている。海の無い省では、湖北省が240万トン余の生産を挙げているのが注目される。無論、養殖によるものがほとんどである。

3. 農地問題

(1) 農地資源の状況

1) 全国農地悉皆調査

ア. 全国の結果

中国の農地総面積の公表数字は、『中国統計年鑑』によって1995年までは「過少」との注釈付きで公表されてきていたが、96年以降の数字はしばらくの間公表が途絶えていた。これは、それまで進められてきていた全国農地悉皆調査の結果がほぼまとまったものの、その取扱について、中国政府部内での意見の調整に手間取ったためと思われる。推測されるのは、統計部門を所管する国家统计局と土地問題を所管する土地資源部との対立である。国家统计局にしてみれば、これまでの公表値との乖離が大き過ぎ、さらにその他の統計への影響も大きいからである。例えば、農地面積が既公表値より大きければ、これまで公表していた作物統計の修正が迫られ、その場合も、単収を下げるか、生産量上げるかの選択を迫られることになるからである。

この悉皆調査結果は2000年7月に公表されたが、それによる農地資源の現況(96年10月末現在)は次のようである(注: 1畝=15畓)

農地面積〔耕地面積〕	19.51 億畓＝1億3006.7万畓
(参考) 園地	1.5 億畓＝1000.0万畓
林地	34.14 億畓＝2億2760.0万畓
牧草地	39.91 億畓＝2億6606.7万畓

なお、参考で「園地」を挙げてあるのは、「園地」は「農地」の外数であることを明示するためである。

農地面積のこれまでの公表数値は 95 年末現在の 9497.09 万 ha であった。上掲の農地面積は、これよりも約 3509.6 万 ha 、36.95 %の増大となっている。この差は極めて大きいものであり、いくつかの問題を生じさせている。

第 1 の問題は、何故このような大きな乖離が生じたかの原因である。この問題は、中国の統計の信頼性にも関わる問題である。これまで伝えられている原因は、①農地の悉皆調査が長期間行なわれて来なかったこと、即ち、新規開墾の面積の把握が十分でなかったこと、②日本流で言う「隠し田」が把握されたこと、③日本流で言う「縄伸び」が大きかったこと等である。特に③については興味深いことが伝わっている。つまり、中国は広いため、同一の度量衡単位であっても、地域によって実際の大きさには差があるということである。中国の面積の単位は一般的には「畝」が使われている。公式には「1 畝」は「15 分の 1 ha 」である。ところが、地域によっては、「1 畝」の広さとされているものの、実際の面積は、例えば「14 分の 1 ha 」であったのである。ところが、これを全国一律に「1 畝 = 15 分の 1 ha 」でヘクタール換算してしまっていたのである。このような換算方法を採用すれば、換算後の面積が実面積より小さくなるのは当然である。以上の説明が分かりにくい向きには、「京間」の 1 畳と「関東間」の 1 畳を京間の 1 畳の基準で m^2 換算する場合を想定すれば理解しやすいであろう。

第 2 の問題は、95 年以前の農地面積との接続性をどのように着けるかである。

第 3 の問題は、96 年の悉皆調査以降の農地の全国面積が公表されていないが、それをどのように把握するかである。ただし、一つの情報はあつた。それは、『中国統計年鑑 2002』が「国家統計局の初歩的な推計によれば、2001 年の耕地総資源は 1 億 2708.2 万 ha であり、このうちの常用耕地面積は 1 億 0582.6 万 ha 、臨時性の耕地面積は 2125.6 万 ha である」としていることである。ここで言われている「常用耕地」と「臨時性耕地」の正確な意味は不詳である。これだけの情報ではあるが、これを一つの手がかりにして今後も情報の把握、蓄積を行っていくことが必要であろう。

イ. 各省の結果

全国農地悉皆調査の結果は、各省ごとの数値も公表されている。その数値を 95 年の既公表数値と対比させたものが別表 3-1 である。別表 3-1 に見るように、悉皆調査結果と 95 年値との乖離が大きいのは、雲南、貴州、四川、黒竜江、内蒙古、広西、陝西、安徽、吉林・・・の順である。経済の発展が遅く、また、辺境に位置している省が多い。こうした省での乖離が大きいことを見ると、上記のように伝えられる乖離が生じた理由も何となく納得できる気がしてくるものである。

ウ. ア以外の全国農地面積調査

中国の農地面積が公表数値より相当大きいということは、口頭では言われていたが、実証的なデータを掲載した資料（『《中国 1 : 100 万土地資源図》土地資源数据集』、中国人民大学出版社、91 年 6 月）も一方では発行されていたという事実がある。その数値と上記の

農地悉皆調査の数値を対比させたのが別表 3-2 である。総数では、両者とも 1.3~1.4 億 ha とほぼ似通っているのですが、何がしかの立論が可能かとも思われたが、省別の数値になると全く方向の違う数値が多くなっている。これら 2 種類の数値がある程度整合していれば、両者の関係を立論することも可能かもしれないが、両者の乖離は、このような立論を困難にさせる程度のものとなっている。

2) 「2001 年中国国土資源公報」の数値

ア. 土地資源公報の概要

2002 年 4 月に「2001 年中国国土資源公報」が公表された。「国土資源公報」の公表は、これが最初である。この公報では、土地の現存量が地目別に公表されている（注：これは上記の農地資源の公表の時も同様である）。このため、先ず、これまで公表されている中国の土地資源の地目別数値の推移を別表 3-3 に取りまとめた。

また、別表 3-3 から 96 年 10 月 31 日現在の数値と 2001 年 12 月 31 日現在の数値を取り出して、両者の推移を見たのが別表 3-4 である。

別表 3-4 に見るように（注：同表の「(A-B)/5」の欄）、この約 5 年間の年平均で、耕地が 49 万 ha ずつ減少する一方、園地と林地が合計で 44.6 万 ha ずつ増大している。他方、牧草地は年平均 44.4 万 ha ずつ減少している。さらに、住宅、工鉱業、交通用地等が合計で年平均 23 万 ha ずつ増大している。

イ. 「基本農田」の指定状況

「基本農田」は、日本流に言えば「転用不許可農地」である。中国の「土地利用総体計画」では 1 億 0853.3 万 ha （16.32 億 a ）を指定する計画であるが、既に 1 億 0888 万 ha が指定済とされている。なお、指定する農地の全農地に対する比率〔保護率〕は 83.5%とされているので、この計画策定時の農地面積は約 1.3 億 ha と逆算される。この数値は 96 年 10 月 31 日現在の農地面積の数字であろう。

ウ. 農地増減の内容

また、この「公報」では 2001 年の農地増減の事由別を次のように紹介している。

(ア) 減少事由

- ①生態退耕 59.07 万 ha
- ②農業構造調整 4.50 万 ha

(イ) 増加事由

- ①復墾 2.45 万 ha
- ②整理 4.36 万 ha
- ③開発 13.45 万 ha
- 合 計 20.26 万 ha

(ウ) 農地転用〔建設占用〕面積

全国で 16.37 万 ha 。ただし、農地転用を行う場合は、同量の農地の開発が義務づけられており、2001 年では全国の各省がこの義務を果たしたとされている。

なお、「2001 年中国環境公報」では、次のような農地の増減の収支勘定を行っている。

(ア) 減少事由

①生態退耕	59.07 万 ^{ヘクタール}
②農業構造調整	4.50 万 ^{ヘクタール}
③農地「転用」	16.37 万 ^{ヘクタール}
④災害損壊	3.06 万 ^{ヘクタール}
合 計	83.00 万 ^{ヘクタール}

(イ) 増加事由

①復墾	2.45 万 ^{ヘクタール}
②整理	4.36 万 ^{ヘクタール}
③開発	13.45 万 ^{ヘクタール}
合 計	20.26 万 ^{ヘクタール}

(ウ) 収支差（アーイ）

60 万^{ヘクタール}余の純減

「環境公報」の以上のようなものであるが、内容は「土地資源公報」と同じである。両者とも同じ内容であるので、ここでまとめてコメントしておこう。

第1は、用語の解説である。「生態退耕」とあるのは普通言われている「退耕還林」、「退耕還草」のことであろう。これについては別途説明する。ただし、注意しておかなければならないことは、耕地の「減少事由」の中に掲げられているが、決して後ろ向きの行為ではなく、前向きの行為であることである。「農業構造調整」は、上記で見たように食糧作物から他の作物への転換に伴って生じた農地の潰廃である。例えば、樹園地、草地などへの転換であろう。「復墾」は放置されていた既耕地の再開墾であり、「開発」は新規開墾である。「整理」は良く分からない。日本流では耕地整理は普通は減歩するからである。多分、道路、水路の直線化等による「増歩」であろう。

第2は、耕地の純減を60万^{ヘクタール}余としていることである。統計の区分からすれば、確かにその通りであるが、減少の中身に注意した発表の仕方が必要であるということである。「生態退耕」も「農業構造調整」も、その農地を現状のまま農地として使用するよりも、「生態退耕」、「農業構造調整」した方が国民経済的に見て必要との認識から行われているものであり、普通の農地転用とは異なる性格のものである。これらを一緒くたにして単なる「減少」で処理することは、ものごとの実態を隠してしまうことになる。例えば、中国は毎年60万^{ヘクタール}ずつ農地が減少しているという言い方が一人歩きし、「中国食糧脅威論」を担ぎ回る輩に口実を与え、その結果、また、無用な論争が生ずるからである。

3) 各省の統計年鑑による農地面積の数値

上述のように全国の農地悉皆調査によって新たな農地面積が公表されたが、この数値が省ベースになると、まだほとんど定着していないのが実情である。

別表3-5は、各省の統計年鑑の2001年版から各省の2000年の農地面積を抜き出し、それらと悉皆調査による96年10月31日時点の農地面積とを比較したものである。悉皆調査に基づく新ベースの数値に調整したと明言しているのはわずか9の省に過ぎない。チベ

ットについては年鑑未入手のため除外すると、残りの 21 の省は旧来の数字を墨守している状況である。

このような状況を何とか処理してもらわないと最も困るのは研究者である。統計が繋がらないため農地に関係する研究は再開ができないからである。

4) 退耕還林還草の推進

上記 2) で「生態退耕」という言葉が出てきているが、「生態退耕」という言葉はあまり一般的ではなく、普通は「退耕還林」、「退耕還草」等が使われている。

ア. 「退耕還林」政策の登場

中国のこれまでの生態環境建設政策は、防護林の建設によって既存の農地や草地を保護することに主眼が置かれている政策である。これらの政策が生態環境の改善や保全に有効であることに疑義はないが、これらの政策の弱点は、現に環境を破壊している急傾斜地の農地に対しては有効に働かないことである。つまり、「箱もの」に当たる防護林を整備したり、天然林の伐採を禁止したりしても、急傾斜地の農地が現に行っている環境破壊を防止することはできないということである。

では、急傾斜地の農地が行っている環境破壊にはどのように対処すべきか？

最も有効な方法は急傾斜地の農地の存在を抹殺することであるが、抹殺の方法は、単に放置することではなく、急傾斜地の農地をそれらが開発される以前の形態であった林地や草地に原状復帰させることである。こうした考え方を基本にして打ち出されたのが「退耕還林」政策である。「退耕還林」は、漢文風に読み下せば、「耕地を^{しうぞ}退かせて林地へ^{かえ}還す」となり、耕地を元の林地へ原状復帰させる意味である。また、草地に原状復帰させる場合は「退耕還草」と言い、両者を合わせて「退耕還林還草」とも言われる。

イ. 「退耕還林」政策の概要

ところで、環境破壊が著しい急傾斜地の農地はなぜ開発されたのか。急傾斜地の農地が開発された地域は、もともと自然環境が厳しいため、食糧生産の単収が低く、そのために急傾斜地の林地や草地を無理に開墾してまで大量の耕地を確保することが必要であった。いわゆる「広播薄収」（広く播くが収穫は薄い）という状況である。無理を押しての開発の結果は、食糧生産は思ったほど上がらず、逆に生態環境が著しく破壊されてしまったのである。つまり、それらの耕地が生み出すプラス（食糧）よりもそれらが生じさせるマイナス（環境破壊）の方が大きくなったということである。そこでこのようなプラスよりマイナスの大きい耕地を「退耕」（耕作から退かせる意味）させ、「還林還草」（林地に還し、草地に還す意味）させようとする考えが主張されることになったのである。

とはいえ、こうした考え方は国家や社会全体から見た場合の話であって、その耕地で生産される食糧に依存している農家にとっては簡単に受け入れられる考え方ではない。正に死活が掛かっているからである。そこで、生態環境の回復や環境保全という「公益」と急傾斜地の農地に依存している農家の生存維持のための食糧生産という「私益」の調整が政策的に図られることとなり、打ち出された政策が「退耕還林」政策である。ここで注意しておかなければならないことは、「その農地が生み出すメリットよりもデメリットの方が大

きい農地」がこの政策の対象となっていることである。「その農地が生み出すメリットよりもデメリットの方が大きい農地」とは、具体的例を挙げれば急傾斜地の農地である。これらの農地は、それが生産する食糧の価値よりもそれが破壊している環境の価値の方が大きいのである。そうであれば、これらの農地に依存している農民に対して政策的な支援を与えて、彼らの生活を維持させるとともに、環境破壊を制止する。これが「退耕還林」政策の眼目である。この点をきちんと理解しておかないと、「退耕還林」によって農地が減少し、そのことが中国の食糧需給に大きな影響を与える等と誤解することになるのである。中国政府が「退耕還林」政策を大々的に開始したのは、それによって急傾斜地農地等の生産力が小さい農地が減少しても中国の食糧需給に何らの影響を与えるものではないことを確信できるようになったからである。

政策の概要は、個々の農家に対する減収補償（食糧、収入の補助）と種苗代金の供与によって、農家に自主的に急傾斜地の耕地を林地や草地へ戻させる国庫補助政策である。補助の内容は、1 ha の急傾斜地の農地の「退耕」に対して、食糧は長江流域では 2250 kg、黄河流域では 1500 kg、補助金は両地域とも 300 元、種苗代金も両地域とも 750 元が供与されることとなっている。補助の期間は、農地を「生態林」（水源涵養林等）へ戻す場合は 8 年間、「経済林」（果樹等）へ戻す場合は 5 年間、草地へ戻す場合は 2 年間とされている。なお、食糧補助の量が長江流域と黄河流域で異なっているのは、両者の単収の差に因るものであり、また、補助の期間が生態林と経済林とで異なっているのは、収益を得るまでの期間に差があることに因るものである。

補助の概要をまとめれば次のようである。

全体計画 10 年間に 8000 万畝（533.33 万^{ヘクタール}）、
前 5 年間 5000 万畝（333.33 万^{ヘクタール}）、
後 5 年間 3000 万畝（200 万^{ヘクタール}）

補助内容 ・食糧補助 1^{ヘクタール}当たり長江流域は 2250 kg、黄河流域は 1500 kg。
・収入補助 1^{ヘクタール}当たり 300 元。
・種苗補助 1^{ヘクタール}当たり 750 元相当。

補助期間 ・生態林への転換 8 年間
・経済林への転換 5 年間

この「退耕還林」政策は、最初は西部地区を対象にして試行が開始されたが、現在は西部地区以外にも拡大されている。西部地区と言った場合、一般的には重慶、四川、貴州、雲南、チベット、陝西、甘肅、青海、寧夏、新疆の 10 の市、省、自治区を指し、「西部大開発」の対象は、これらに広西、内蒙古の両自治区が加わった 12 となっているが、「退耕還林」政策の対象は、現在では 24 の省、市、自治区にまで拡大されているのである。このように、「退耕還林」政策の対象が拡大したのは、西部地区だけに優遇政策を実施するのは中部地区の各省の不満が抑えきれないのが実態であったためと思われる。改革開放政策の実施は東部地域を優先して行われたが、その際に、鄧小平氏は東部の発展後、中・西部地区に対して優遇措置を講ずるのでそれまでは我慢せよと待たせた経緯があると言われて

いる。こうした経緯からすれば、西部地区だけの優遇措置に対して、中部地区から不満が出されるのは当然だからである。

さらに、この政策で注意しておかなければならないことは、急傾斜地農地の「退耕還林」、「退耕還草」だけを対象にして仕組まれているのではなく、併せて荒れ山、荒れ地の造林の補助事業も仕組まれていることである。「退耕還林」、「退耕還草」によってマイナスの方が大きい既耕地を緑化すると同時に、緑化が行われていない荒れ山や荒れ地の緑化も同時に進めようとしている訳である。

ウ．「退耕還林」政策の実施状況

さて、「退耕還林」政策の推進状況である。上記で紹介した補助内容は農家にとっては歓迎する水準には達しているようであり、予算を超えた希望者がでるほどの状況の由である。

2001 年までの試験実施期間の累計で、退耕還林、退耕還草が 124.5 万 ha、荒れ山、荒れ地の造林が 109 万 ha、合計 233.5 万 ha が実施されており、2002 年は前者が 200 万 ha、後者が 239.5 万 ha の合計 439.5 万 ha の計画となっている。今年計画通りに実施されると、総合計では 673 万 ha が造林、緑化されることとなっている（別表 3－6 参照）。

エ．「退耕還林」政策の意義

このように、「退耕還林」政策は、単に生態環境を破壊している既耕地だけの措置に止まらず、造林が行われていない荒れ山や荒れ地に対する植樹造林も併せて進める環境保護、国土保全の壮大な政策となっている。これまでの生態環境の破壊を修復し、山紫水明の景観を取り戻そうという政策意図である。

オ．「退耕還林」政策の行方

ところで、「退耕還林」政策の難しい点は政府の補助を何時まで継続させるかである。補助が短期に過ぎると、農家は「補助の切れ目が緑の切れ目」で、また、開墾地に戻ってしまうからである。実は、80 年代中頃にも、「退耕還林」政策は実施されたが、補助期間が短すぎたため、農家は補助の切れた翌年からまた農地に戻ってしまったという苦い経験があるからである。今回の補助内容は農家にとって歓迎できる水準であることは前述したが、補助が切れた時点で農家が林業や果樹、畜産で生計が維持できるまでに達しているかどうかである。そこで、重要になるのが、「退耕還林」、「退耕還草」と併せて、農家の食糧確保のための必要最小限の環境破壊を起こさない優良農地を造成・確保させることである。こうした農地の確保の成否が「退耕還林」政策の成否の帰趨を握っているのである。

（2）農地制度

農地制度を見るうえでは、中国の農村構造に対する理解が不可欠である。それは、農村の土地は「集団所有制」とされており、この「集団」が何であるかを理解しておかないと農地制度が理解できないからである。

1）農村構造

先ず、農村の行政組織における位置付けから見ていこう。行政組織的に言えば、一般的に農村として考えられているものは、郷・鎮、村である。郷・鎮は行政組織であることは明白であるが、村は自治組織として位置付けられている。とはいえ、農業・農村・農民間

題を考える場合は、村も行政組織であると考えておいた方が理解しやすい。「郷・鎮」と上記で表記したが、これは、郷（郷政府）と鎮（鎮政府）のことである。両者は同格の組織であるが、鎮の方が都市化、工業化が進んでいる。郷の都市化、工業化が進むと、鎮に名称変更される。つまり、一般的認識としては鎮の方が格好良いのである。村の下には村民小組が位置付けられているが、村民小組は存在している地域と存在していない地域がある。日本流でいえば、集落のようなものと理解しておけば良いであろう。ただし、村民小組が集団所有制の農地の所有主体となっている地域もある。この点では、村民小組も重要な機能を持った農村組織であり、その動向をトレースしなければならないものとなっている。

ところで、中国では行政組織と平行して必ず共産党の党組織が存在し、しかも、実質的に権力を握っているのは党組織である。行政組織と党組織の存在状況を中央から末端まで模式化すれば表3-1のようである（注：カッコ内の数字は2001年末数値である）。

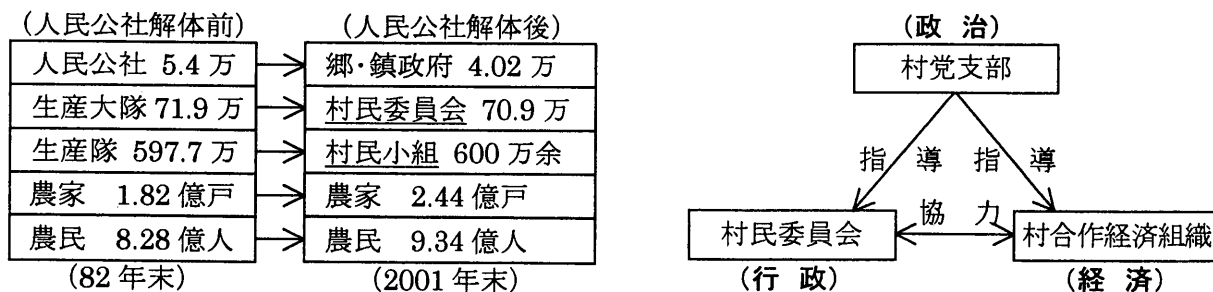
なお、表3-1には「市」が3つ出てくるが、これは、同じ「市」と言う名称を使っても、行政組織としてのランクが違っているためである。つまり、中国の「市」には3つのランクがあるのである。即ち、省クラスの時、地区クラスの時、県クラスの時である。省クラスの時（北京、天津、上海、重慶）の下には市は無いが、地区クラスの時の下には県クラスの時が置かれていることは良くあることである。

表3-1 中国の行政組織の段階制とそれぞれの数

中央政府	省（市、自治区） （計31、市4、区5）	地区（市） 332(265)	県（市） 2053(393)	郷 or 鎮 (4.01 万)	村 (70.9)	村民小組
共産党中央	省党委	地区党委	県党委	郷党委	党支部	

また、郷・鎮以下の行政的構造を示したのが図3-1の左図であり、最末端の村段階の権力構造を示したのが図3-1の右図である。

第3-1図 中国の農村の権力構造



農民が日常的に生産活動を行い、生活をするのは村の範囲であり、このため、村の政治、

行政、経済の運営如何が農民の生活を大きく左右することになる。また、党中央や中央政府の種々の政策や施策も農民に対して現実的に適用されるのは村段階であり、それを実際に担うのは村段階の幹部たちである。したがって、村段階の3つの組織、即ち、村党支部、村民委員会、村合作経済組織を如何にして健全化させ、その機能を十全に発揮させるかが党中央、中央政府の最大の関心事の一つとなっている。これら3つの組織が強固となり、「ゴールドトライアングル」を形成して、中央の政策を円滑に推進するとともに、民意を的確に汲み上げ中央にフィードバックさせる。これが党中央、中央政府の理想である。とはいえ、理想と現実の乖離が相当大きいのが実態である。

先ず、最も権力の大きい村党支部でさえ、「1994年～2000年の間に、崩壊寸前状態の村、後進村、貧困村の党支部43.6万を整頓した。これは農村党支部総数の60%に相当する」と報道されているほどである（「人民日報」2002年10月18日）。

次は村合作経済組織である。これは、立派に行っている方が珍しいとまで言うのは言い過ぎかもしれないが、その程度である。村合作経済組織は、集団所有制の農地の所有主体であるとともに、後述の生産責任制の実施の結果、分散経営となった個別農家を統合、再組織化して、市場経済への対応の担い手となることが期待されているものである。中国が我が国の農協制度を相当真剣に研究しているのは、村合作経済組織の確立、強化に資するものがないかと言う期待感からである。

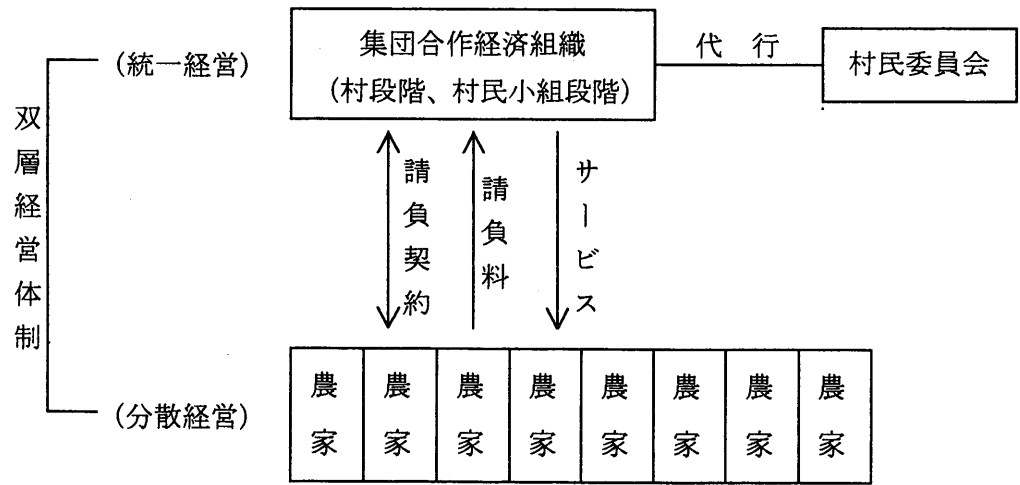
最後に村民委員会である。これは「村民委員会組織法」に基づいて、村民が村の行政執行部（主任（＝村長）、副主任等）を公選するものである。公選された村執行部は、勝手気ままに村行政を運営できるというものではなく、「村民委員会組織法」によってかなり厳しい枠が嵌められている。村民全体の生活に著しい影響を与えることとなる重要な事項については、村民の全体会議である「村民会議」（大きな村では「村民代表会議」）の了承を必要とする等である。また、日常的な村行政の執行についても、一定期限ごとにその内容を公開しなければならないこととされている（いわゆる「村務公開制度」）。村民委員会制度の実施によって、村の行政レベルではかなりの程度で「村民自治」が進み、民主化も進んでいると言えよう。しかしながら、村の実権を握っているのは、村党支部であり、村党支部と村民委員会との間の確執も絶えない。無論、立派な党支部もあり、村民委員会をしつかりと指導しているところもあるが、理不尽な党支部も多い。このため、農民の中から、非党員の村民にも村党支部の役員選挙に参加させよとの要求が沸き起こっている。

2002年は全国31の省、市、自治区の内の約半分にあたる16の省、市、自治区で村民委員会の改選が行われることになっている。これを受けて、党中央と国务院の両方の弁公室〔办公室〕が共同で「村民委員会の改選工作进行をさらにしっかりと行おう」と題する通達を出している。通達全体の趣旨は表題どおりであるが、この中には極めて注目すべき考え方が提示されている。それは、村党支部の書記に立候補する者は先ず村民委員会の主任に立候補し、村民委員会の主任に当選した者のみを村党支部書記の候補者に推薦するという考え方の提示である。逆に言えば、村民委員会の主任選挙で落選した者は村党支部書記にはしないということである。さらに換言すれば、村党支部書記の選出に非党員の農民の意

思を反映させるということである。これまでの党中央の指導は、村党支部書記と村民委员会主任とは同一人に兼職させないというものであった。この通達は、この指導方針をも変えているのである。何故、このような大きな方針転換が行われたのか？ 一つの推測は、村幹部の数を兼職容認によって減少させ、農民の負担を軽減させるためとするものである。もう一つの推測は、前述したような村党支部書記の選出に非党員の農民も参加させよとの要求を容認した結果とするものである。両方の推測とも正しいと考えられるが、その意義は、後者の方が格段に大きいであろう。最末端の基層で民主化が実現するからである。そして、ここで共産党が信任を得ることができれば、党中央は政治体制改革の推進に自信を深め、いずれは「軟着陸」への展望を確実なものとすることができるからである。

2) 農地・農業経営制度

農地等の土地の所有権は、集団組織である集団合作経済組織（村段階または村民小組段階の2種類がある。村段階のものが村合作経済組織である）が持っており、農民は、これらの集団合作経済組織との間で請負契約を締結することによって使用収益権を持つことができるだけである。なお、集団合作経済組織の実態が無いところでは、村民委員会が集団合作経済組織に代わって農民との間の請負契約当事者となっている。集団所有の土地をその構成員の農家が請け負って耕作（経営）する。これがいわゆる「農業生産責任制」である。また、この制度を土地の所有と経営の請負と言う観点から見た場合に使われるのが、「双層経営体制」という言葉である。「双層」とは、個別農家による分散経営群と土地所有者の集団合作経済組織が分散経営群を束ねつつ行う統一経営のことである。これは極めて概念的な論理構成であるが、土地の公有制を社会主義のメルクマールの一つとしている中国共産党にとっては非常に重要な論理構成である（注：双層経営体制理論の詳細については白石和良「中国の農業・農村の再組織化と双層経営体制」『農業総合研究』第48巻第4号、平成6年）を参照されたい。



第3-2図 双層経営体制の概念図

請負期間は、当初契約は 15 年間まで、2 期契約では 30 年間までとされている（現況荒山、荒れ地等の開発請負契約では 50 年間まで可）が、実際には、契約期間内の強制的取り上げや請負料の一方的引き上げ等による農民苛めが絶えないとされている。こうした問題は農地を生活の拠り所としている多くの農民にとっては深刻な事態である。

他方、生産責任制の結果は極めて零細な農家を多数作ることとなったが、大規模経営化の必要性は中国でも同様であり、こうした必要性にどのように答えていくのかも大きな政策課題となっていることも事実である。

このような問題に対処するために、農民の集団所有制農地に対する使用収益権を保護することを主要な目的とする「農村土地請負法」〔農村土地承包法〕が、2002 年 8 月 29 日に成立、公布され、2003 年 3 月 1 日から施行されることとなっている。この結果、農民の集団所有に係る農地に対する期間 30 年間の使用収益権が法律による裏付けを持つことになった。この法律が起草に着手されたのは 1999 年 1 月であり、また、草案が初めて全国人民代表大会常務委員会で審議されたのが 2001 年 6 月であり、そして 2002 年 8 月にやっと成立にこぎ着けたという経過である。ただし、法律としては万全なものとはなっていない。例えば、「農村土地請負法」で「農村集団経済組織」という言葉が重要な意味を持っているが、この概念規定がなされていないのである。この点に関して、陳錫文国務院発展研究センター副主任は、中国の「破産法」が「会社法」〔企業法〕が制定される前に制定されたことを引いて現在の中国の事情ではこうしたことは止むを得ないことであるとしている（「農民日報」紙 2002 年 9 月 12 日）。若干の不備があっても制定することの方が大事であるとの考え方である。「農村土地請負法」の内容の紹介はここでは行わない。参考資料として、同法の邦訳を添付しておく。

なお、農家に 30 年間の使用収益権が与えられても、それによって農地の利用関係が 30 年間全く固定されてしまったことを意味するものではない。30 年間の使用収益権を与えられた農民は、その期間内に自らの意思で又貸し、リース、交換、譲渡等の方法によって使用収益権を移転できることとなっている。使用収益権の集積によって大規模経営を育成する道は開かれているのである。

（3）農家の経営規模

農家の農地経営規模を直接示す統計は公表されていないが、農民一人当たり経営耕地面積の統計はほぼ継続して公表されているので、先ず、それを見ておこう。ここで言う「農民一人当たり」とは、労働能力のない赤ん坊から年寄りまで含まれている。つまり、農家世帯の全員と考えた方が分かりやすい。「農民一人当たり」の意味が農家世帯全員を指すのであれば、農家の農地経営規模は簡単に出そうだが、実はそうではない。この点は後で検討する。

1) 全国の状況

農民一人当たり経営耕地面積は表 3-2 のようである。表 3-2 に見るように、農民一人当たり経営耕地面積は減少傾向にある。

表 3－2 農民一人当たり経営耕地面積（単位：㊦）

年次	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
生産量	14.47	n.a.	13.80	13.73	13.80	13.20	13.27
増減率	100.0	－	95.4	94.9	95.4	91.2	91.7

出所：『中国統計年鑑』各年版。

表 3－2 から農家一戸当たり経営耕地面積の算出は計算上は可能である。2001 年を例にして計算してみよう。

$$\begin{array}{ccc} \text{一人当たり面積} & \text{農村人口} & \text{農家数} \\ 13.27 \text{ ㊦} & \times 9 \text{ 億 } 3382.9 \text{ 万人} & \div 2 \text{ 億 } 4432.2 \text{ 万戸} = 50.72 \text{ ㊦} \end{array}$$

この計算はこれとして、1995 年で計算すると次のようになる。

$$\begin{array}{ccc} \text{一人当たり面積} & \text{農村人口} & \text{農家数} \\ 14.47 \text{ ㊦} & \times 9 \text{ 億 } 1674.6 \text{ 万人} & \div 2 \text{ 億 } 3282.0 \text{ 万戸} = 56.98 \text{ ㊦} \end{array}$$

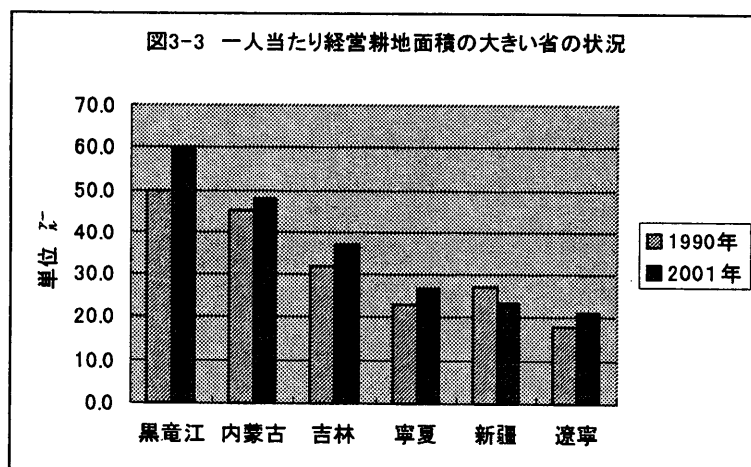
この計算もこのままだと矛盾があるようには見えない。ただし、農民一人当たり経営耕地面積に農村人口を掛けたものは全国の農地面積に近いものになるはずである。1995 年の計算では次のようになる。

$$\begin{array}{ccc} \text{一人当たり面積} & \text{農村人口} & \\ 14.47 \text{ ㊦} & \times 9 \text{ 億 } 1674.6 \text{ 万人} & = 1 \text{ 億 } 3265.3 \text{ 万㊦} \end{array}$$

この計算結果を過大と見るか、実態に近いと見るか。その点の検討が必要である。国家統計局は、上記のように、95 年の全国の農地面積は 9497.09 万㊦と公表しているからである。この検討で合理的な説明が見つかるまでは、以上の数字は輕輕しくは使えないものである。

2) 各省の状況

各省別の農民一人当たり経営耕地面積は別表 3－7、図 3－3 のようである。



同表に見るように、2001 年と 90 年を比較すると、増大しているのは、内モンゴ、遼寧、吉林、黒龍江、江西、広西、寧夏の 7 省である。全部の省で、農地面積が減少している訳ではないことの例証ともなっている。

また、最大は黒龍江の 60.1 ㌦、最小は広東の 5.0 ㌦で、両者の格差は 12 倍となっている。

4. 農業労働力

中国の農業労働力は端的に言って過剰である。中国では、現在も、そして、今後かなりの期間、農業労働力の問題は、不足を懸念することではなく、如何にして現有の農業労働力を農業から排除することである。

(1) 農業労働力の問題の意味

中国の農業労働力の問題は、その不足にあるのではなく、過剰であることにあるが、それは、農業労働力の過剰が農民所得の低迷、伸び悩みの大きな原因の一つになっているからである。

1) 農民所得の現状

先ず、農民所得の現状を見ておこう。一人当たり農民所得（農民一人当たり年間純収入）は表 4-1 のように推移している。表 4-1 には比較のために都市住民の一人当たり年間可処分所得額も掲げてある。

表 4-1 農民 1 人当たり年間純収入と同都市住民の可処分所得の推移（単位：元）

	1978 年	1985 年	1987 年	1992 年	1994 年	1998 年	1999 年	2000 年	2001 年
農民 (A)	133.6 (100)	397.6 (298)	462.6 (346)	784.0 (587)	1221.0 (914)	2162.0 (1617)	2210.3 (1654)	2253.4 (1686)	2366.4 (1771)
都市 (B)	343.4 (100)	739.1 (215)	1002.2 (292)	2026.6 (590)	3496.2 (1018)	5425.1 (1580)	5854.0 (1705)	6280.0 (1829)	6859.6 (1998)
B/A	2.57	1.86	2.17	2.58	2.86	2.51	2.65	2.79	2.90

出所：『中国統計年鑑』各年版。

農民所得の問題点は、表 4-1 に見るように、それ自身の伸び悩みと都市住民との格差の拡大である。都市住民との格差の拡大について、国家統計局局長の朱之鑫は次のように指摘している。即ち、「2000 年の全国のジニ係数は 0.417 であり、既に国際的な警戒線とされている 0.4 を超えてしまっている」。また、「都市住民間の収入格差も大きく、全体の 1 割を占める最高収入層の 2000 年の可処分所得は 1 万 3110 元となっているが、同じく 1 割を占める最低収入層との格差は 1 万 0658 元となっている（注：最低収入層の可処分所得＝1 万 3110 元－1 万 0658 元＝2452 元）」（出所：2002 年 10 月 5 日中国語ヤフーによる「香港文匯報」の転載）。